

大村市介護福祉士資格取得応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の介護事業所等において介護業務に従事する者（以下「介護従事者」という。）の介護福祉士の資格の取得を奨励することにより、介護従事者の資質の向上を図り、もって介護サービスの向上に資するため、予算の定めるところにより、介護福祉士の資格を取得した介護従事者に対し、大村市介護福祉士資格取得応援金（以下「応援金」という。）を交付するものとし、その交付については、大村市補助金等交付規則（昭和42年大村市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護事業所等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第86条第1項、第115条の2第1項、第115条の12第1項、第115条の22第1項及び第115条の45の5第1項の指定並びに同法第94条第1項及び第107条第1項の許可を受けている事業所（次号において「介護事業所」という。）

イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム（次号において「養護老人ホーム」という。）

ウ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（次号において「軽費老人ホーム」という。）

エ 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（次号において「有料老人ホーム」という。）

オ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（次号において「サービス付き高齢者向け住宅」という。）

(2) 介護業務 次に掲げる介護事業所等の区分に応じ、それぞれに定める業務をいう。

ア 介護事業所 管理者、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他市長が認める職種の業務

イ 養護老人ホーム 施設長、生活相談員、支援員及び看護職員の業務

ウ 軽費老人ホーム 施設長、生活相談員及び介護職員の業務

エ 有料老人ホーム 管理者及び生活相談員の業務

オ サービス付き高齢者向け住宅 状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する業務

(3) 基準日 応援金の交付の対象となる年度（次条において「交付対象年度」という。）の3月1日をいう。

(4) 休業期間 労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定による産前産後の休業及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業又は同条第2号に規定する介護休業の期間をいう。

(5) 休職期間 疾病若しくは負傷又は身体若しくは精神の障害による休職の期間をいう。

(6) 異動期間 次のいずれかに該当する同一の法人における市内の介護事業所等以外の事業所への異動による在職の期間をいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項、第38条第1項、第51条の19第1項及び第51条の20第1項の指定を受けている事業所

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の指定を受けている事業所

ウ その他市長が適当と認める事業所

（交付対象者）

第3条 応援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 交付対象年度の前年度から基準日まで引き続き介護従事者として勤務する者であって、当該前年度において介護従事者として勤務する間に介護福祉士の資格を取得したもの（大村市介護人材確保・定着応援金交付要綱（令和6年大村市告示第16号）に規定する応援金の交付対象者を除く。）

(2) 交付対象年度以降、引き続き介護従事者として勤務する意思を有する者

- 2 交付対象者が、介護福祉士の資格を取得した日から基準日までの期間において、市内の介護事業所等を退職し、休業期間、休職期間、異動期間その他の介護従事者として勤務しない期間を生じ、又は当該資格を喪失した場合は、応援金の交付の対象としない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(応援金の額等)

第4条 応援金の額は、50,000円とする。

- 2 応援金の交付は、同一の交付対象者につき1回限りとする。

(申請の手続)

第5条 規則第5条の規定により、応援金の交付を受けようとする者は、別記様式による申請書に雇用証明書、介護福祉士登録証の写し及び市長が必要と認める書類を添え、市長に提出しなければならない。

(応援金の返還等)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により応援金の交付を受けた者に対し、応援金の交付決定を取り消し、既に交付した応援金の返還を命ずることができる。

(手続の省略)

第7条 規則第24条の規定により、規則第8条の規定による応援金の交付決定の通知、規則第15条第1項の規定による実績報告書の提出及び規則第16条の規定による応援金の額の確定の手続は、省略するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。